

低濃度 PCB 廃棄物の焼却処理条件の推移について

- 昭和 47 年、国から PCB の製造中止、回収・保管の通達が出た後、昭和 51 年、廃掃法にて PCB の焼却処理条件が 1,100℃・2 秒間以上と規定。（その後、これらの PCB（現在のいわゆる高濃度 PCB）については JESCO にて処理することとなった。）
- 平成 14 年、通常絶縁油に微量の PCB（ほとんどが数 10mg/kg）が混入しているものがあることが判明し（いわゆる微量 PCB）、その後の環境省の焼却実証試験にて 850℃で処理できることを確認。
- 平成 21 年、廃掃法に微量 PCB の無害化処理施設を環境大臣が認定する制度を規定。この時、当面 1,100℃以上の施設を認定していく運用とした。TRP はこの時点の基準に基づき平成 23 年に認定を受けた。
- その後環境省は微量以外の PCB 含有絶縁油についても実証試験を進め、平成 24 年、5,000mg/kg 以下（低濃度 PCB）の施設も認定の対象とした。また微量 PCB の処理施設に限り、850℃・2 秒間以上の施設も認定することとした。
- 平成 27 年、廃掃法にて低濃度 PCB の焼却処理条件が 850℃・2 秒間以上と規定された。
- 平成 30 年 7 月現在で、23 か所の低濃度 PCB の無害化処理焼却施設が 850℃・2 秒間以上の処理条件で稼働しています。